

入 札 説 明 書

この入札説明書は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）会計規程、同会計細則、同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令。）、本件調達に係る入札公告のほか、研究所が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項 別記のとおり

2 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和 4・5・6 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であって、「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」及び、「情報処理」に登録している者であること。
- (2) 研究所会計細則第 31 条第 1 項及び第 32 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるとき、その事実があった後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき
 - (カ) この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (5) 適切な品質管理体制を保証すること。また、情報セキュリティについて、ISO27001 の認証

あるいは、プライバシーマークを取得していること。

- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 要求仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (10) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(9)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

注）「入札参加グループ」とは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

4 落札の方式

- (1) 契約担当役等は、別冊の情報基盤システムサービス民間競争入札実施要項（以下「要項」という。）別添 1「要求仕様書」に示す全ての要求要件を満たし、かつ、入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、次順位の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (3) 契約担当役は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記（2）の職員がくじを引いて落札者を決定したときは別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札説明会等は、別記により行うものとする。
- (2) 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、別冊の要項、別紙1 契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (4) 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (5) 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者は代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 開札は、競争参加者等を立ち合わせて行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札場の入退場の制限
 - ① 入札場には、競争参加者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記（6）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ② 競争参加者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 競争参加者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (8) 競争参加者等が、相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。
- (9) 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
 - ② 調達件名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
 - ⑤ 調達件名に重大な誤りがあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確のもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (10) 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。
- (11) 落札となるべき者が2人以上あるときは、前記4（2）によりくじ引きを行う。

6 契約条項

別紙1 契約書（案）のとおり。

なお、本契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第2条第1項の中小企業である場合には、その者からの申し出により契約書には以下の債権譲渡の特約条項を追加することができる。

売掛金債権の譲渡

乙は、本契約に基づく売掛金債権を本邦内に本店又は支店を有する金融機関（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律第264号）第3条第1項に規定する金融機関に限る。）及び信用保証協会に対し譲渡することができる。

7 その他

- （1） 競争参加者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- （2） 入札書及び委任状の様式は別紙2及び3のとおり。
- （3） 本件調達に関する問合せ先

（機 関 名） 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係

（担 当） 村岡

（電 話 番 号） 046（839）6822

（F A X） 046（839）6916

（E - m a i l ） iken2022@nise.go.jp （「@」を「@」に変換すること。）

1. 件 名 情報基盤システムサービス 一式
(詳細は別冊情報基盤システムサービス民間競争入札実施要項のとおり。)
2. 契約担当役等
 - (1) 契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 中 村 信 一
 - (2) 機 関 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 - (3) 所 在 地 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
3. 入札説明会

令和4年12月23日(金)14時00分からオンラインにより開催する。
希望者はE-mail iken2022@nise.go.jp (「@」を「@」に変換すること。)に連絡すること。
説明会参加者は、本入札説明書などを手元に用意しておくこと。
4. 現場説明の日時、場所
 - (1) 受付期間
希望者は、令和4年12月23日(金)12時00分までの間に、E-mail a-jokan@nise.go.jp (「@」を「@」に変換すること。)あてに以下の中から希望を連絡すること。
 - (2) 実施期間
令和4年12月20日(火)から令和4年12月27日(火)までの平日の各10時00分から17時00分まで。現場説明の所要時間は6時間程度。
5. 質問の提出期限等
 - (1) 提出期限・方法
質問は、令和5年1月19日(木)12時00分までに、E-mail iken2022@nise.go.jp (「@」を「@」に変換すること。)あてに提出すること。
 - (2) 回答期限・方法
令和5年2月2日(木)12時00分までに、本研究所のホームページ (https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/Information/bid) に掲載する。
 - (3) 質問書の様式
上記(2)に掲載する。
6. 入札書の受領期限、提出場所等
 - (1) 受領期限 令和5年2月9日(木)12時00分
(郵送する場合には提出期限までに必着のこと。)
 - (2) 提出場所 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1
独立行政法人 国立特別支援教育研究所 総務部財務課契約係
 - (3) 提出要領
 - ①入札書
入札書は、別紙2により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に別紙4の記載例により氏名(法人の場合はその名称又は商名及び代表者名)及び「情報基盤システムサービス 一式」「第〇回目入札書在中」「開札日 令和5年3月8日」と記入する。

入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「3月8日開札〔情報基盤システムサービス〕の入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記入し、提出期限までに送付すること。なお、ファックス、メールその他の方法による入札は認めない。入札書を入れた封筒には、②以下の書類を同封しないこと。

複数回の入札を行うことがあるので、開札に立ち会いする場合は、入札書及び封筒を複数用意しておくこととし、開札に立ち会わない場合は、「別紙4入札書用の封筒について」の留意事項に基づき、複数回分の入札書を提出されたい。

入札価格は、日本国通貨により円単位で記載するほか、⑩の参考見積書の価格を超えないこと。

②資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

令和4・5・6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であって、「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」及び、「情報処理」に登録している者であることを確認できるもの各1通。

なお、資格審査中であって提出期限までに提出できないときは、資格審査中であることがわかる書類をA4・1枚程度にて適宜作成して提出期限までに提出し、おって開札までに資格審査結果通知書の写しを提出することとするが、開札までに有効な資格を確認できなかった場合は、入札を無効とするので注意すること。

③委任状（代理人による入札を行う場合のみ）

別紙3により作成すること。

④入札者の概要

要項5（2）クに関する書類は、A4判にて適宜作成すること。

⑤納税証明書

要項5（2）キに関する書類。

⑥取引停止等に関する申出書

要項5（2）コに関する書類は、別紙5の例によりA4判にて適宜作成すること。

⑦誓約書

要項5（2）サに関する書類は、別紙6の例によりA4判にて適宜作成すること。

⑧暴排評価に関する書類（落札予定者となった者に、おって詳細を通知）

要項5（2）カに関する書類は、おって詳細を通知するが、入札者の役員（役員と同等以上の支配力を有する相談役・顧問等を含む。）、法定代理人、親会社及び、主要株主（個人、法人）の氏名、生年月日、性別並びに、住所といった情報を記載した資料の提出が予想される。

⑨入札参加グループに関する書類（グループにより入札に参加する場合のみ）

要項5（2）ケに関する書類は、適宜作成の上、その写しを提出すること。

⑩参考見積書

参考見積書1部を作成すること。

参考見積書には、別紙7の例により可能な限り内訳（例：設計構築費、工事費、物品費、ソフトウェア費、保守費、運用支援費、諸経費、その他の経費、値引きなど）を明記すること。

⑪納入実績書

別紙8の例により、本調達と同種（または類似）の納入実績書を作成すること。

納入実績がない場合にあっては、「同種・類似の納入実績なし」と記載して提出すること。

⑫提案書等

要項及び、要項別添2の提案書作成要領を参考に作成すること。

⑬再委託に関する書面（再委託の場合のみ）

要項 9（3）オ（イ）による一部の再委託を行う場合は、別紙 9 の例により A 4 判にて適宜作成すること。

7. 開 札

- （1）日 時 令和 5 年 3 月 8 日（水） 1 4 時 0 0 分
- （2）場 所 研究管理棟 2 階 第 2 会議室
- （3）持 参 物 入札場において開札に立ち会う場合は、名刺、身分証明書を持参のこと。
- （4）そ の 他 開札は入札者または代理人 1 名が立ち合いすることができる。

8. 契約書・契約期間

- （1）契約書 別紙 1 契約書（案）のとおり。
- （2）設計・開発業務 契約締結日から 2023 年(令和 5 年)11 月 30 日まで
- （3）運用・保守業務 2023 年(令和 5 年)12 月 1 日から 2028 年(令和 10 年)11 月 30 日まで

9. そ の 他

- （1）落札額内訳書
落札決定後、落札額内訳書を、前記 6（3）⑩参考見積書の内訳の例により作成し、提出すること。
- （2）入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項及び契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

契 約 書 （案）

発注者である独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「甲」という。）と受注者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、下記の業務（以下「本件業務」という。）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

件 名 情報基盤システムサービス 一式
（詳細は本契約別冊の「情報基盤システムサービス民間競争入札実施要項（以下「要項」という。）による。）

第 1 条（総則）

- 1 甲は、乙に対し、本件業務を委託し、乙はこれを受諾した。乙は、本契約に基づく本件業務を履行し、甲は、乙に対し、第 4 条に定める対価を支払うものとする。
- 2 本件業務における詳細については、要項に定めるものとする。
なお、本契約と仕様書に定める内容が相違する場合には、仕様書に定める内容が優先する。

第 2 条（注意義務等）

乙は、独立行政法人たる甲の特質を理解し、甲の定める服務に関する規定等を遵守し、甲の秩序、規律、風紀等を乱すことなく、善良な管理者の注意をもって本件業務に専念しなければならない。

第 3 条（再委託）

- 1 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に委託することができる。
- 2 乙は、前項の規定により第三者に委託した場合には、その第三者の選任、監督その他本契約において乙が甲に対して負う義務を含め一切の行為について、当該第三者に同等の義務を負わせ、甲に対して責任を負う。

第 4 条（請負代金）

- 1 本件業務の対価（第 1 4 条記載の著作権等の譲渡対価も含み、以下「請負代金」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇〇〇〇円）とする。
- 2 乙は、第 1 0 条の業務完了報告書の提出後、請負代金の請求書を甲の総務部財務課契約係に送付するものとする。甲は、請負代金を、月ごとに支払うものとし、その月額は、請負代金を 6 0 で除した額とする。
- 3 甲は、乙に対し、前項の月額の請負代金を、前項の請求書を受領した日から 4 0 日以内に、甲乙間で合意した銀行口座に送金して支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 甲及び乙は、本契約が途中で終了した場合、当該終了時点までに乙が既に行った業務の結果のうち可分な部分の給付によって甲が利益を受けるときは、乙は、その利益の割合に応じた請負代金を請求することができる。ただし、甲は乙に対して、

請負代金の算定に必要な資料等の提出を求めることができ、甲及び乙は、当該資料等に基づき協議を行うものとするが、協議が整わない場合には、甲の判断において請負代金を定めることができる。

第5条（契約期間）

- 1 乙は、本件業務を、契約締結日から令和10年11月30日までの間に、履行するものとする。
- 2 本契約が終了後も、本契約第3条第2項、第4条第4項、本条、第7条第2項、第8条、第13条から第17条まで、第18条第3項、第19条第4項、第20条、第22条から第25条までの規定の効力は、有効に存続する。

第6条（契約保証金）

甲は、乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第59条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第7条（施設等の使用）

- 1 甲は、本件業務の遂行に必要な施設及び設備を、乙に無償で使用させることができる。
- 2 乙は、前項の施設及び設備を、善良な管理者の注意をもって使用するものとし、乙又は乙の使用人が故意又は重大な過失によりこれを滅失又は毀損したときは、弁償の責めを負うものとする。

第8条（使用人に関する乙の責任）

乙は、乙の使用人が本件業務に関連して行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとする。

第9条（中間報告）

- 1 甲は、必要がある場合には、乙に対し本件業務の遂行状況について書面又は電磁的記録による報告を求めることができる。
- 2 甲は、前項の報告により必要があると甲が認める場合は、乙に対して本件業務の遂行についての指示を与え、改善を求めることができる。

第10条（報告書及び検査）

- 1 乙は、要項に付随する仕様書の定めにより各種報告書を提出するほか、運用・保守業務に関する業務完了報告書を毎月作成し、これを甲の総務部財務課契約係へ当該翌月に遅滞なく提出するものとする。
- 2 甲は、前項の各種報告書のほか業務完了報告書を受領した日から14日以内に、乙が完了した本件業務が本契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認する。
- 3 甲は、前項の検査のため必要に応じて乙に対して説明及び関係資料の提出を求めることができる。
- 4 乙が実施した本件業務が本契約の内容に適合していない場合は、甲は、乙に対し口頭又は書面（ただし電子メールその他の電磁的記録を含む。）により改善指示を行い、乙は、甲の改善指示に基づき適切かつ速やかな改善を図るものとする。

第11条（引渡し）

- 1 乙から甲への各種報告書の引渡しは、前条第2項の検査に合格した時をもって完了したものとする。
- 2 乙が甲の施設内へ施工した設備、納入した機器など（以下「提供設備等」という。）の所有権は、甲乙の了解があったものを除き、乙から甲に移転しない。

第12条（危険負担）

- 1 提供設備等に滅失、損傷、変質その他の損害（以下「滅失等」という。）が生じ

た場合には、当該滅失等は、甲の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、乙の負担とする。

- 2 提供設備等について、当事者双方の責めに帰することのできない事由によって滅失等が生じた場合、甲は乙に対して、請負代金の支払いを拒むことができる。

第13条（契約不適合責任）

- 1 甲は、提供設備等が、その種類、品質又は数量等に関して本契約の内容に適合せず、かつ、それが第10条第2項に定める検査でも発見できないものであった場合（以下「契約不適合」という。）には、乙に対し、提供設備等に係る修補、部品交換、代替品若しくは不足分の引渡し（以下、総称して「履行の追完」という。）又は代金の減額のうちから一つ又は複数の手段を選択し、請求することができるものとする。

なお、甲は、乙に対して代金の減額を請求する場合には、事前に相当の期間を定めて履行の追完の催告をすることを要しない。

- 2 契約不適合が甲の故意又は重大な過失によるものであるときは、甲は、前項の規定による履行の追完及び代金の減額の請求をすることはできない。
- 3 第1項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げるものではない。
- 4 甲は、契約不適合を発見したときは、当該契約不適合を発見した日から1年以内にその旨を乙に対し書面により通知しなければ、当該契約不適合を理由として、前三項に定める履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。
- 5 本契約においては、商法第526条及び民法第562条第1項ただし書は適用しない。

第14条（著作権の譲渡等）

甲及び乙は、本件業務の過程で生じた著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を含む一切の知的財産権及び所有権は、第10条第1項の報告書は甲に帰属し、それ以外は乙に帰属することに合意する。

第15条（事故）

乙の使用人が、甲の施設内においてなす業務上の行為はすべて乙の責任とする。また、乙の使用人が業務上負傷し、又は死亡した場合は、すべて乙の責任とする。

第16条（原状回復）

乙が甲の設備その他を毀損又は滅失したときには、直ちに甲に報告するとともに、その毀損又は滅失が乙の故意又は過失によるときは、乙の負担において原状に回復するものとする。

第17条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結及び本件業務をなすに当たって知り得た相手方の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- 2 本件業務の個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特約条項」に定めるところによるものとする。
- 3 本契約による情報セキュリティについては、「情報セキュリティに関する特約条項」に定めるところによるものとする。

第18条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、14日以上期間を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当

該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本件業務を行わない、又は行う見込がないと甲が認めたとき。
 - (2) 前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- (1) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - (4) 合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - (6) 甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - (7) 甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - (8) 民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。
 - (9) その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第19条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとする。

第20条（損害賠償）

乙は、本契約の定め反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第21条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第22条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第23条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書

面による承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合には、この限りではない。

第24条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第25条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第26条（協議事項）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、民法その他関係法令に則り、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神奈川県横須賀市野比5—1—1
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
契約担当役 理事長 中 村 信 一

乙

個人情報の取扱いに関する特約条項

(総則)

第1条 この個人情報の取扱いに関する特約条項は、添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(個人情報の取扱い)

第2条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（以下「個人情報」という。）が提供された場合は、当該個人情報について秘密保持の義務を負うものとし、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 甲の提供する個人情報を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁等から要求があった場合はこの限りではない。
- (2) 個人情報の利用は、本契約を履行するため必要な場合に限るものとし、本契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- (3) 前2号の規定は、本契約期間終了後もなお効力を有するものとする。
- (4) 甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約による業務に係る個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- (5) 本契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- (6) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うために管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報の管理及び搬送に努めなければならない。
- (7) 個人情報を管理・保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- (8) 本契約の履行後、廃止後又は解除後に、甲から提供された個人情報の媒体があるときは、当該媒体を甲に返却しなければならないものとし、本契約の履行のための複製等を行った個人情報があるときは、完全に消去する等適切な処理を行わなければならない。

(再委託の制限)

第3条 本条に定める措置及び義務は、本契約の一部を他者に委任又は請け負わせる場合にも準用し、乙の責任において、当該者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(漏洩時の対応)

第4条 第2条第6号に掲げる個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査)

第5条 甲は、乙の個人情報の管理の状況について次の各号に定める措置を講ずるも

のとし、乙はこれに対し誠実に協力しなければならない。

- (1) 乙は、甲に対し、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理状況の検査に関する事項等を、甲が指示する頻度で定期的に報告するものとする。
- (2) 甲は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、年に一回以上、乙の事務所及びその他関連の施設に立ち入り、個人情報の管理体制、実施体制、及び個人情報の管理の状況を、検査その他の方法で確認するものとし、乙はこれに協力するものとする。
- (3) 甲は、前項の調査の結果、又はその他の事由に基づき、乙における個人情報の管理体制が不十分であると判断したときは、乙に対し、その改善を請求することができるものとし、乙はこれに従わねばならないものとする。
- (4) 甲は、乙による履行を確保するため、個人情報の管理に関し、いつにおいても乙に対し、教育、指導、研修実施その他の必要な措置を実施することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(違反の場合の処置)

第6条 甲は、乙が前各項の規定に違反していると認めたときは、本契約の一部又は全部を解除することができるものとし、乙の責に帰すべき事由によって漏洩等の事故が発生し甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。

(法令遵守)

第7条 前各条に定めるもののほか、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この情報セキュリティに関する特約条項は、添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(基本事項)

第2条 本契約により、発注者（以下「甲」という。）から業務の委託を受けた受注者（以下「乙」という。）は、本契約による業務を行うに当たり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(定義)

第3条 この情報セキュリティ特約条項において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することをいう。

(2) 業務情報

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供された情報及び新たに作成又は取得した情報をいう。

(3) 情報システム

本契約による業務を行うに当たり、甲から提供されたハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等で構成され、これらの一部又は全体で業務処理を行う仕組みをいう。対象範囲は、本契約において該当する場合は、別に定める。

(4) 記録媒体

業務情報の記録及び管理に使用される磁気ディスク、磁気テープ、光ディスク等をいう。

(5) 情報資産

業務情報及び情報システムをいう。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第4条 乙は、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に従って、乙の組織全体のセキュリティを確保すること。「セキュリティポリシー」は非公開であるが、準拠している「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を、必要に応じて参照すること。「セキュリティポリシー」は、本契約締結後開示する。

(情報セキュリティを確保するための体制の整備)

第5条 乙は、情報セキュリティ基本方針を甲に明示する。

2 乙は、甲に対して情報セキュリティ特約条項の履行に関しての責任者、監督者及び作業従事者の名簿を届け出る。また、甲は作業従事者に身分証明書の提示を求めることができる。

3 乙は、情報セキュリティインシデント発生時の体制、対応について明示する。

4 乙は、作業従事者に対し、情報セキュリティ対策及び個人情報の保護の徹底について教育する。また、乙は甲の求めに応じて教育カリキュラム、教育実施状況等を

提出する。

5 乙は、甲の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

6 甲は、乙の情報セキュリティ対策が遵守されていることを確認するため、必要に応じて情報システム監査又は検査を行う。この場合、乙は、甲の情報システム監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力する。

7 第1項から第3項までについて内容に変更が発生した場合、乙は速やかに書面により甲へ連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならないこと、及びその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。特に、インターネット利用に際しては、業務目的以外のサイト等を閲覧してはならない。

(情報の管理義務及び返還義務)

第8条 乙は、契約の履行に当たり使用する甲の情報資産等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。

(1) 施設設備の管理

乙は、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

(2) 情報資産の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報資産を甲から借用するときは、その旨を書面により提出しなければならない。

(3) 情報資産の受渡し

本契約による業務に係る情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡し票等で確認し行うものとする。

(4) 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(5) 業務履行場所以外への持ち出し禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(6) 厳重な保管及び搬送

乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(7) 情報資産の返還又は処分

乙は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による業務に係る情報資産を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しな

ければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲の承諾があるときを除き、本契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、特約条項で要求する事項を遵守させなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の報告義務)

第10条 乙は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(監査への協力)

第11条 乙は、第5条第6項の監査のほか、甲が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙が特約条項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 乙は前条までに定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

入 札 書

件 名 情報基盤システムサービス 一式

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「情報基盤システムサービス 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 8 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所

氏 名 印

【入札書記載例 1：競争加入者本人が入札する場合】

入札書

件名 情報基盤システムサービス 一式

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「情報基盤システムサービス 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 8 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代表者印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 2：代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 情報基盤システムサービス 一式

入札金額 金 円也（税抜）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「情報基盤システムサービス 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 8 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

代 理 人 ○○株式会社
○○支社長

代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

【入札書記載例 3：復代理人が入札する場合】

入札書

件名 情報基盤システムサービス 一式

入札金額 金 円也 (税抜)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が定めた会計規程、会計細則及び同細則で準用する文部科学省発注工事請負等契約規則を熟知し、仕様書に従って上記の「情報基盤システムサービス 一式」を請負うものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 5 年 3 月 8 日

契約担当役
独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

競争加入者

住 所 ○○県○○市○○区○○1-1-1
氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ○○○○

復代理人 ○○株式会社
○○○○

復代理人印

※委任状届出印

備 考

- (1) 競争加入者の氏名欄は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札をするときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印（外国人の署名を含む。）すること。
- (3) 入札にあたっては、初回の入札で落札しないとき、再度入札を繰り返すことがあるため、入札書を複数枚持参すること。

委 任 状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者）
住所
社名又は商号
代表者氏名

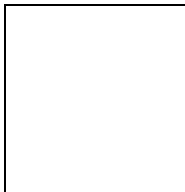
印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 3 月 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



備考

- （１）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （２）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 1 : 社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市野比 6 4
委任者（競争加入者） 社名又は商号 （株）横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、野比 静 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 3 月 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

横須賀市野比 6 4

（株）横須賀国立商事 野比 静

使用印鑑

野
比

委 任 状

年 月 日

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所
委任者（競争加入者） 社名又は商号
代表者氏名 印

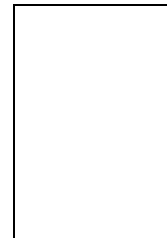
私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月8日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）

使用印鑑



- 委任事項
- 1 入札及び見積りに関する件
 - 2 契約締結に関する件
 - 3 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
 - 4 契約代金の請求及び受理に関する件
 - 5 復代理人の選任に関する件

備考

- （1）代理人印欄は、代理人の使用する印鑑（外国人の署名を含む。）を押印すること。
- （2）競争加入者の氏名欄は、法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記載すること。

(委任状記載例 2 : 支店長等が競争加入者の代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者） 住 所 横須賀市野比 6 4
社名又は商号 (株) 横須賀国立商事

代表者氏名 代表取締役 野比 伸太

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との間における下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 3 月 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス 一式」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人） 横須賀市久里浜 7 9 - 9
(株) 横須賀国立商事 久里浜支店
支店長 久里山 英樹 使用印鑑

支店長印

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 契約に関する納入（完了）及び取下げに関する件
 4. 契約代金の請求及び受理に関する件
 5. 復代理人の選任に関する件

備 考

これは、参考例であり必要に応じ、適宜追加、修正等があっても差し支えないこと。

委任状

年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

委任者（競争加入者の代理人）
住所
社名又は商号
代表者氏名

印

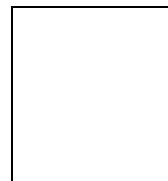
私は、 を の復代理人と定め
下記の一切の権限を委任します。

記

令和5年3月8日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス一式」の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）

使用印鑑



(委任状記載例 3 : 支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合)

委 任 状

〇〇〇〇年〇月〇日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所 御中

住 所 横須賀市久里浜 7 9 - 9
委任者 (競争加入者の代理人) 社名又は商号 (株) 横須賀国立商事 久里浜支店

代表者氏名 支店長 久里山 英樹

支店長印

私は、浦賀三郎 を (株) 横須賀国立商事 代表取締役 野比伸太 (競争加入者) の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和 5 年 3 月 8 日独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において行われる「情報基盤システムサービス 一式」の一般競争入札に関する件

受任者 (競争加入者の復代理人) 使用印鑑

横須賀市久里浜 7 9 - 9

(株) 横須賀国立商事 久里浜支店

浦賀 三郎

浦
賀

備 考

- (1) この場合、競争加入者からの代理委任状 (復代理人の選任に関する委任が含まれていること。) が提出されていることが必要であること。(委任状記載例 2 を参照)

委任状参考資料

○競争加入者本人が入札 → 委任状必要なし

○社員等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 1〕が必要

○支店長等が競争加入者の代理人として入札 → 委任状〔委任状記載例 2〕が必要

○支店等の社員等が競争加入者の復代理人として入札
→ 委任状〔委任状記載例 2、委任状記載例 3〕が必要

入札書用の封筒について（記入参考例）

表 面

件 名	「情報基盤システムサービス 一式」
第○回目	入札書在中
開札日	令和5年3月8日
	会社名
	代表者名

裏 面

割印	割印
----	----

留意事項 書留郵送により入札書を提出する場合は、「第○回目」の箇所に、回数を1、2、3・・・の順で記載し、回ごとに別々の封筒に封入して、一括して期限までに送付すること。

第1回目の開札で落札しなかった場合は、5回程度入札を繰り返す予定のため、封筒は余裕をもって用意しておくこと。

封筒には委任状などの他の書類を同封しないこと。

取引停止等に関する申出書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

契約担当役 理事長 殿

社名

代表者役職

代表者氏名

印

当社は、申し出年月日時点において、各府省庁から取引停止を受けていないことを申し出いたします。

令和 年 月 日

以上

誓約書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

契約担当役 理事長 殿

社名

代表者役職

代表者氏名

印

当社は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日付入札公告の情報基盤システムサービス一式にかかる請負業務を履行・完了できることを誓約いたします。

令和 年 月 日

以上

参 考 見 積 書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
契約担当役 理事長 殿

所在地
社名
代表者役職・氏名
担当者所属・氏名
担当者連絡先 E-mail
電話

令和4年1月6日付公告の「情報基盤システムサービス 一式」について、下記のとおり参考見積を提出します。 (金額単位：円)

No	区分	品 名 等	規 格 等	数量	単位	定価または標準価格		値引き後価格		備 考
						単 価	金 額	単 価	金 額	
※ 区分～単位など一切は、事務の便宜上記載したものであり、契約の履行・完了に必要な経費を以下にとられることなく漏れなく記載ください。										
※ 積算項目が多数になるときは、本紙と同じ見出し部で作成した内訳書を添付ください。										
1	役務	構築打ち合わせ	概要		人月					
2	役務	構築調査			人月					
3	役務	構築打ち合わせ	詳細		人月					
4	役務	構築設計			人月					
5	役務	構築設定			人月					
6	役務	構築検査			人月					
7	役務	マニュアル整備、講習等			人月					
8	役務	各種報告書作成			人月					
9	役務	現地指導員配置			人月					
10	役務	システム保守	月 1 回程度		人日					
11	役務	運用支援	週1回1日対応程度		人日					
12	工事	現地ネットワーク調査等			人月					
13	工事	現地ネットワーク工事等		1	式					内訳別紙 1
14	物品	現地配置ネットワーク装置	保守料別途	1	式					内訳別紙 2
15	物品	現地配置各種端末装置	保守料別途	1	式					内訳別紙 3
16	物品	アプリケーション類	保守料別途	1	式					内訳別紙 4
17	役務	装置等保守料	14～16の20%	1	式					内訳別紙 5
18	役務	各種クラウドサービス	事前構築・テスト	2	カ月					内訳別紙 6
19	役務	各種クラウドサービス		60	カ月					内訳別紙 7
20	役務	既存設備撤去運搬費等		1	式					内訳別紙 8
21	役務	新規設備運搬搬入据付費等		1	式					内訳別紙 9
22	役務	契約満了時設備撤去運搬費等		1	式					内訳別紙 1 0
小 計										
21	その他	諸経費	小計の20%	1	式					
合 計										
22	値引	特別出精値引き	合計の 1 0%							本件かつ今回限り
改 計										
		消費税	10%							
総 合 計										
		月額	総合計の60分の 1							円未満切捨

※ 円未満の端数は切り捨てとします。

納 入 実 績 書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(社名)

契約担当役 理事長 殿

(代表者役職・氏名)

令和 4 年 12 月 16 日 公告の情報基盤システムサービス一式にかかる納入実績を以下のとおり提出します。

(金額単位：円)

No	契約の相手方	契約件名	契約年月日	定価（または標準価格）	契約金額（税込）	契約金額（税抜）	備 考

再委託に関する申請書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
契約担当役 理事長 殿

社名
代表者役職
代表者氏名 印

当社は、令和4年12月16日付入札公告の情報基盤システムサービス一式にかかる請負業務にあたり、入札説明書別冊の情報基盤システムサービス（電子計算機システム一式）民間競争入札実施要項9（3）オに基づき、下記により再委託をいたす申請いたします。

なお、下記の再委託先には、当社と同様の業務管理を履行するよう措置しますが、全て当社の責任において行うものとし、再委託先の責に帰すべき事由については、当社の責に帰すべき事由とみなして、当社が責任を負うものとします。

令和 年 月 日

記

1. 再委託先

所在地
社名
代表者役職名・代表者氏名

2. 再委託をしようとする業務の範囲

〇〇〇〇〇〇

3. 再委託をしようとする業務の予定期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4. 再委託をしようとする理由（再委託を行うことの合理性及び必要性等）

〇〇〇〇〇〇

5. 再委託先の履行能力並びに報告徴収

再委託先は、当該業務範囲に関する十分な履行能力を有し、また、各種報告の徴収についても問題なく実施できることを確認してあります。

6. 個人情報の管理その他運営管理の方法

当社同様の運営管理体制を具備し、アフターサービス・メンテナンスなども含めて、契約に基づく必要な措置を実施できることを確認してあります。

7. その他参考となる事項

以上



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

誓 約 書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

〈誓約書等に盛り込むべき事項〉

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。
（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。）

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）